

創業支援セミナーと特定創業支援事業について

創業支援セミナーでは創業に必要な(1)経営 (2)財務 (3)販路開拓 (4)人材育成の4つの知識を計4回のセミナーにて習得していただきます。

1.「創業支援セミナー(集合形式)」について

集合形式セミナーでは、計4回を受講していただき寒川町へ特定創業支援事業の修了証明書を交付申請することで「特定創業支援事業認定」されます。

2.「創業支援セミナー(オンライン形式)」について

創業支援セミナーについて、動画でのセミナーを開始し、より受講しやすくなりました。寒川町内での創業希望者及び創業者(おおむね2年未満)を対象にセミナーを実施します。

(セミナーはオンラインでの実施となり、ご希望の日時、時間に受講できます。)

詳しくは寒川町ホームページをご参照ください。

<https://onl.la/575cAE1> (寒川町ホームページへ)

オンラインセミナーの受講に関しては

寒川町商工会

〒253-0106 神奈川県高座郡寒川町宮山 141-1

電話:0467-75-0185

寒川町役場 産業振興課 企業支援担当(別館2階)

電話:0467-74-1111 内線 761,762

にご連絡をお願いいたします。

3.寒川町特定創業支援事業を受けた創業者への支援について

「特定創業支援事業」を受け、寒川町が証明書を交付した創業者は、各種支援を受けることができます。詳しくは寒川町ホームページをご参照ください。)

<https://onl.la/SgiaSAm> (寒川町ホームページへ)

●特定創業支援事業認定までの流れ

(1)寒川町商工会、寒川町役場へメール、電話、直接問い合わせ

(2)担当より動画 URL 送付

(3)各回受講後レポート提出

(4)寒川町地域経済コンシェルジュとの面談(特定創業希望者は必須)

※注:面談内容は、レポートの内容を踏まえて、創業に向けた疑問解消、相談となります。

(5)寒川町へ特定創業の証明書を交付申請

(6)特定創業認定

(7)開業に向けた支援(情報支援、創業計画策定支援など)

※注:集合及びオンラインセミナーで、特定創業支援事業の修了証明を受けるためには計4回のセミナーを1か月~2か月かけて受けていただく必要があります。

以上